

※令和3年9月現在の内容ですので、今後変更になる場合があります。

小規模保育事業の皆様へ 令和4年4月から 年度限定保育事業で 「空きスペース」を活用しませんか？

横浜市では、施設の空きスペース等を有効活用し、1歳児の「保留児童」を対象に年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。

ぜひ、貴施設においても、ご活用をご検討ください。

1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。）

区分	内容
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none">空いているスペース等を活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。この事業の児童を受け入れても、「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。
事業実施年度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
対象児童	保育所等の利用申請の結果「保留」（令和4年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1歳児で、次の①②③いずれも該当する方。 ①横浜市内在住の方 横浜市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方も利用できます。 ②利用期間中も「保留」である方 ③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している方
申込方法等	実施施設に直接申込みます。 【必要な書類】 (1) 年度限定保育事業利用申請書（第16号様式） (2) 令和4年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し (3) 給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの） (4) その他、実施施設が求める書類（復職証明書、市民税・県民税(非)課税証明書等） 実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none">利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。
その他	<ul style="list-style-type: none">障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。利用児童には、保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。利用決定にあたっては、保育士のお子さんを対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いいたします。

2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり

区分	負担区分	保護者負担額(上限)	横浜市助成金	合計(上限)
基本利用料 (基本保育時間 11 時間) (※1)	A~B	0円	165,000円(※2)	165,000円
	C~D2	10,000円	155,000円	
	D3~D5	20,000円	145,000円	
	D6~D8	30,000円	135,000円	
	D9~D11	40,000円	125,000円	
	D12~D14	50,000円	115,000円	
	D15~D27	60,000円	105,000円	
延長保育(基本保育時間より前の時間または 超えた時間の利用)		30分あたり 1,700円	30分あたり 1,700円	30分あたり 3,400円
間食代(18:30を超えて19:30までの利用)		2,500円	—	2,500円
夕食代(19:30以降閉所時間までの利用)		7,500円	—	7,500円

(※1)短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間(11時間)の利用が可能です。

(※2)施設等利用費の代理受領分が含まれます。

3 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市(区役所)	実施施設
R3年 10月	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)
11月		
12月	最終意向確認	2歳児の申請状況を把握し、実施に向けた調整を行います。
R4年 1月	下旬:1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	月上旬:年度限定型保育事業の事業実施届(第1号様式)を区役所(園所在区)を通じて、保育対策課へ提出します。
2月		
3月	月上旬:2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日~ 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日:保育開始

<参考> 1年間のスケジュール(利用開始4/1~)

	実施施設	横浜市
R3.4月	保育の提供 補助金交付申請 補助金の請求(四半期ごと) 4~6月分:7月、7~9月分:10月 10~12月分:1月に請求	補助金交付決定 補助金の支払い
R4.4月	事業実績報告 補助金の請求 1~3月分:4月に請求	補助金額確定通知 補助金の支払い
夏ごろ	消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額報告書(確定申告後)	

【お問い合わせ先】〇〇区こども家庭支援課 ▲▲ TEL:◇◇◇-◇◇◇◇

こども青少年局保育対策課 年度限定担当 木村、星、齋藤 TEL:671-4469